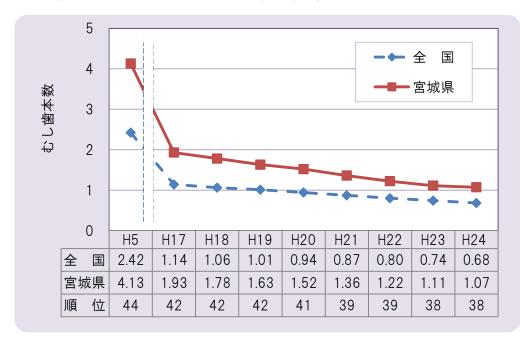
歯と口腔の健康づくりに関する平成27年度の取組(案)について

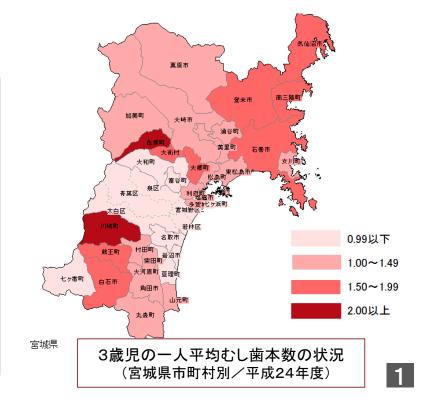
妊産婦期・乳幼児期

■ 歯と口腔の健康づくり基本計画における達成指標

達成指標	当初値	現状値	目標値
3歳児の一人平均むし歯本数	1.36本(H21)	1.11本(H23)	1本以下(H28)
3歳児におけるむし歯のない人の割合	68.3%(H21)	72.6%(H23)	80%以上(H28)
3歳までにフッ化物歯面塗布を受けたことがある人の割合	_	72.5%(H24)	80%以上
3歳児の間食として甘味食品・飲料を1日3回以上飲食する習慣を持つ人の割合	_	31%(H24)	15%以下

■ 3歳児の一人平均むし歯本数の状況





- 乳幼児期の歯科保健の向上につなげていくため、妊婦に対する働きかけを強化する 必要がある。
- 3歳児健診後,法定の健診がない時期における対応の検討が求められる。
- □ むし歯予防に大きな効果が期待されるフッ化物洗口のさらなる推進が必要である。

課題に対応するための新規・重点事業

- 妊娠中からの歯科保健事業【新規】(8020事業)
 - 妊娠期から歯科保健に関心を持ってもらうため,妊婦に対する歯科健診と講話等を実施するとともに,県民への普及啓発等を行う。
- 幼児歯科保健関係者に対する研修【新規】(8020事業) 市町村や幼稚園・保育所等の職員の歯科保健に関する知識・技術の向上や情報の共有化を図るための研修を実施する。
- フッ化物洗口導入モデル事業【重点】

フッ化物洗口の普及・啓発を行うとともに、フッ化物洗口に新たに取り組む市町村に対して技術的支援や補助金の交付を行う。

その他継続事業

○ 乳幼児むし歯予防総合教室(8020事業)

乳幼児及びその保護者を対象に、歯科専門職(歯科医師、歯科衛生士)による日常的な口腔ケアの方法に関して実演を交えた指導・助言やフッ化物塗布等を行う。

- 歯つらつファミリーコンクール
 - 前年度に3歳児健診を受けた子とその親を対象に、日常生活においてよい食習慣・生活習慣の確立を通じて、心身の健康づくりに取り組んでいる優良事例に対し、表彰を行うもの。【宮城県歯科医師会と共催】
- 歯科保健啓発事業 (8020事業)

乳幼児からのむし歯対策の必要性と方法,乳歯のフッ化物塗布の有効性や塗布スケジュール等を啓発するための小冊子を作成し,市町村の協力を得て,母子健康手帳交付時に市町村担当職員(保健師,栄養士等)から配付する。

フッ化物洗口導入モデル事業

■ 事業内容

- フッ化物洗口に関する市町村職員等への説明会
- フッ化物洗口の実施に向けた保護者説明会,施設職員研修会等に係る技術的支援
- 市町村に対するフッ化物導入等に対する経費負担
- ○マニュアル,チラシ,パネル等の作成等.

■ 事業期間

平成25年から平成29年まで**(5カ年)**

■ 目標

毎年度5市町村において新たに事業に着手

■ 事業実績

平成25年度	平成26年度
5 圏域で乳幼児むし 歯予防研修会実施	市町村担当者会議で 講話と事業周知
フッ化物洗口マニュ アル, チラシの作 成・配布	フッ化物洗口マニュ アル,チラシの配布
	七ヶ宿町

市町村独自に実施



名取市

百弾町

白石市

南三陸町

H25 保護者説明会 フッ化物洗口実施(5施設) H26 町独自で継続実施

大崎市

H25 乳幼児むし歯予防研修会 H26 保護者説明会 フッ化物洗口実施(3施設)

利府町

H25 歯科研修会

名取市

H26 施設職員研修会 保護者説明会 フッ化物洗口実施(4施設)

七ヶ宿町

H25 施設職員研修会 H26 保護者説明会

26 保護者説明会 フッ化物洗口実施(1施設)

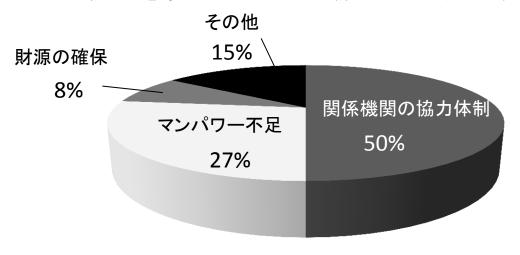
白石市

H25 施設職員研修会

H26 保護者説明会

フッ化物洗口実施(1施設)

■市町村がフッ化物洗口を導入するに当たっての課題(平成26年9月に実施した市町村への調査結果より)



■平成27年度方針

- 1 5市町村における事業実施及び平成28年度以降に実施する市町村の開拓
 - 保健所主催の市町村担当者会議等の場において、フッ化物洗口の実施の働きかけ等を行う。
 - ●「幼児歯科保健関係者に対する研修」の中で、むし歯予防とフッ化物洗口に関する県内外の先進的な 取組の紹介を行う。
 - 関係団体(宮城県保育協議会,宮城県国公立幼稚園協議会,宮城県私立幼稚園連合会等)における会議・研修会等の場を活用させていただき、フッ化物洗口等に関する情報提供を行う。
 - フッ化物洗口の普及啓発及び実施施設への支援に関して、歯科医師会の理解・協力を得る。

2 事業評価の実施

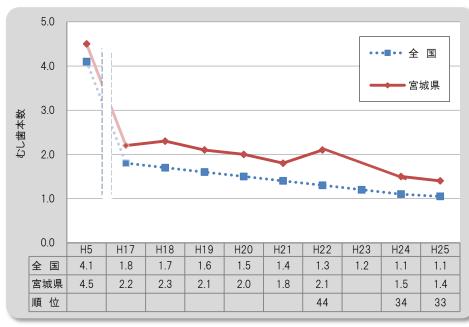
- モデル事業実施幼稚園や保育所の職員及び保護者を対象とした意識調査の実施
- モデル事業実施幼稚園や保育所における歯科健診結果の収集・分析

学童期・思春期

■ 歯と口腔の健康づくり基本計画における達成指標

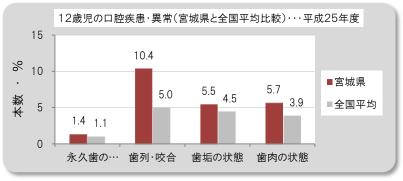
達成指標	当初値	現状値	目標値
12歳児の一人平均むし歯本数	1.76本(H21)	15本(H24)	1本以下(H28)
12歳児におけるむし歯のない人の割合	42.2% (H21)	47.8% (H24)	全国平均を上回る値(H28)
12歳児における歯肉に異常のある人の割合	7.0% (H21)	6.1%(H24)	全国平均を下回る値(H28)
過去1年間に歯磨きの個別指導を受けた人の割合	_	24.8% (H24)	30%以上
フッ化物配合歯磨き剤の使用割合	_	53.1% (H24)	90%以上

■ 12歳児の一人平均むし歯本数の状況



■ 12歳児の口腔疾患・異常の状況

	年度	永久歯の平均 むし歯本数	歯列·咬合 (%)	歯垢の状態 (%)	歯肉の状態 (%)
	H21	1.8	12.0	7.3	7.0
5 1418	H22	2.1	11.9	6.5	9.0
宮城県 (仙台市含む)	H23	_	-	_	-
(1111-1111-1111-1111-1111-1111-1111-1111-1111	H24	1.5	11.5	5.1	6.1
	H25	1.4	10.4	5.5	5.7
全国平均	H25	1.1	5.0	4.5	3.9



- 12歳児の1人平均むし歯本数及び有病率は減少傾向にあるものの全国平均を上回っている。
- 歯列・咬合、歯垢の状態、歯肉の状態の異常の割合も全国と比べて高くなっている。
- ブラッシングのほか、食生活や生活のリズムなど食育、栄養部分の関わりも非常に重要である。
- □ 早い時期から歯間ブラシやデンタルフロスを使用する習慣を身につけることも大切である。
- □ 特に歯列・咬合の異常が全国平均を大きく上回っており、その要因や対応策の検討が必要である。

課題に対応するための新規・重点事業

○食育と歯科保健を連携した啓発事業【新規】(8020事業)

11月に開催する食育に関するフォーラムの中で、歯科保健と食育の関連性や連携した取組の在り方等について議論を行う機会を設ける。

○教育教材作成事業(8020事業)

児童生徒向けにむし歯予防とフッ化物応用等をテーマとした内容の電子媒体による教育ツール(CDーR)及び教員向けの解説書の作成。

その他継続事業

○小・中学生体験歯みがき教室(8020事業)

県内の小・中学校の児童、生徒を対象としてブラッシング指導をはじめ、口腔内カメラ、顕微鏡、ビデオ上映等を活用した健康教育を実施する。

○学校保健研修事業

学校における歯科保健指導の推進や教職員の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。

○児童生徒定期健康診断事業

県立学校において、法令に基づく定期健康診断を実施し、学校生活が円滑に行われるよう適切な保健管理、保健指導を図る。

○学校・地域保健連携推進事業

·学校保健課題解決

県内7教育事務所と県の8ブロックで各地域の健康課題について協議し、課題解決のための研修会等を実施する。

・専門家派遣

各学校の希望に応じ専門家を派遣し、学校保健の推進を図る。学校における歯科保健指導の推進や教職員の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。

○生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業

推進指定校において、学校・家庭・地域社会が連携して、子どもの生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくりに取り組む。

青年期・壮年期

■ 歯と口腔の健康づくり基本計画における達成指標

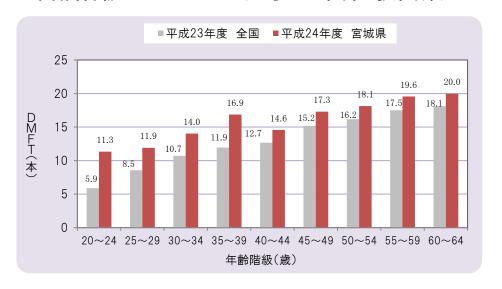
(1)青年期

達成指標	当初値	現状値	目標値
かかりつけ歯科医を持つ割合	調査中	46.8% (H22)	70%以上
定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている人の割合	_	23.3% (H24)	30%以上
歯間清掃用器具(デンタルフロスや歯間ブラシ等)を使用する人の割合	_	45.5% (H24)	60%以上
喫煙によって歯周病にかかりやすくなることを知っている人の割合	調査中	58.7% (H22)	100%

(2)壮年期

達成指標	当初値	現状値	目標値
かかりつけ歯科医を持つ割合	調査中	55.9%(H22)	70%以上
定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている人の割合	_	31.1%(H24)	45%以上
歯間清掃用器具(デンタルフロスや歯間ブラシ等)を使用する人の割合	_	57.7% (H24)	70%以上
進行した歯周病の人(4mm以上の歯周ポケットを有する人)の割合	_	45.0% (H24)	40%以下
60歳で24本以上歯を保持する割合	調査中	38.6% (H22)%	50%以上
喫煙によって歯周病にかかりやすくなることを知っている人の割合	調査中	42.9% (H22)	100%

■ 年齢階級ごとの一人平均むし歯経験歯数(DMFT)



■ 成人の歯の本数(20歯以上の割合)

	年度	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
	H18	99.4%	96.6%	91.4%	77.2%	61.0%	32.5%
	H19	99.7%	98.2%	93.0%	81.6%	66.3%	35.8%
	H20	99.5%	98.2%	91.3%	77.5%	63.0%	35.4%
全国	H21	99.2%	98.0%	93.8%	80.9%	64.1%	29.6%
	H22	99.4%	97.6%	94.1%	80.2%	62.8%	33.4%
	H23	99.5%	98.5%	95.0%	84.0%	64.2%	35.6%
宮城県	H18	98.1%	97.8%	90.5%	75.9%	70.0%	32.3%
	H22	98.9%	95.3%	90.1%	74.7%	60.5%	35.0%

■ 年齢階級ごとの歯周疾患を有する者の割合



■ 20歯以上の割合年代別(H22年度)



- すべての年代で1人平均むし歯本数や歯周疾患を有する者の割合が高くなっている。
- 保健指導が一番届きにくい年代であるが、高齢者になって口の中を健康に保つためには一番大切な年代である。
- 歯科健診や歯科保健指導等に取り組んでいる事業所は一部に限られており、これらの増加を図るためには、事業主の理解を得る取組が必要である。
- 歯周病が全身の健康に大きな影響を及ぼすことについて理解を深める必要がある。

課題に対応するための新規・重点事業

○職域での歯科保健対策事業【新規】(8020事業)

被用者保険を運営する団体や労働安全衛生関係団体と連携し、団体が開催する会議や研修会の機会を捉えて、口腔内の健康を維持 する方法や歯周病と全身疾患、喫煙と歯周病との関わり等について情報提供を行うとともに、事業所へのチラシ等の配布を行う。

その他継続事業

○健康手帳の交付

市町村が作成する健康手帳に要する費用の一部に対し補助する。

○歯周疾患検診等の実施

市町村が実施する歯周疾患検診の費用の一部に対し補助する

○歯の健康相談,健康教育の実施

市町村が実施する健康相談・健康教育の費用の一部に対し補助する。

○介護予防に関する事業評価・市町村支援事業

口腔ケアの普及啓発として歯科診療所等にパンフレットを配布する。

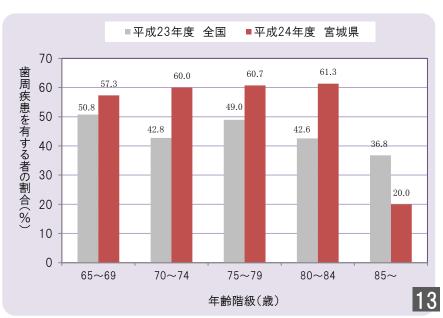
高齢期

■ 歯と口腔の健康づくり基本計画における達成指標

	当初値	現状値	目標値
80歳で20本以上歯を保持する割合	調査中	31.8% (H22)	42%以上
かかりつけ歯科医を持つ割合	調査中	66.1%(H22)	70%以上
定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている人の割合	_	56.8%(H24)	60%以上
進行した歯周病の人(4mm以上の歯周ポケットを有する人)の割合	_	63.5% (H24)	55%以下
喫煙によって歯周病にかかりやすくなることを知っている人の割合	調査中	34.7% (H22)	100%

■ 年齢階級ごとの一人平均むし歯経験歯数 ■ 年齢階級ごとの歯周疾患を有する者の割合





- 80歳で20本以上の歯を保持する割合については全国平均よりも高いが、1人平均む し歯経験歯数は70~74歳を除いてすべて全国平均よりも高くなっている。
- 歯周病を有する者の割合についても、85歳以上を除き、全国平均よりも高い。
- このため、健診や介護予防の取組を通じて、高齢者の歯と口腔の健康づくりを推進していく必要がある。

課題に対応するための新規・重点事業

○在宅歯科医療連携室整備事業

在宅歯科医療を必要としている高齢者等からの相談に応じて、口腔ケアの指導や対応可能な歯科医療機関の調整を行うとともに、在宅歯科医療体制の推進を図るため、事業の拡充・強化を図る。

○地域包括ケア体制の構築

(現在,宮城県地域包括ケア推進協議会準備委員会において,地域包括ケア体制構築に向けたアクションプランを作成中)

その他継続事業

- ○健康手帳の交付
 - 再掲
- ○**歯周疾患検診等の実施** _{再掲}
- ○歯の健康相談,健康教育の実施 _{再掲}
- ○介護予防に関する事業評価・市町村支援事業 _{再掲}
- ○**要介護者の口腔ケア支援者研修事業** (8020事業) ヘルパーや施設職員等を対象に、要介護者の口腔ケアの必要性と方法等に関する研修会を実施する。

障がい児(者)

これまでの検討の中で挙げられた主な課題等

- 障害児(者)の歯と口腔の状態が十分に把握されていない状況である。
- 障がい児はむし歯が多い。

課題に対応するための新規・重点事業

- ○**障がい児親子歯みがき教室(ファミリーカフェ)**【新規】(8020事業) 障がい児施設を訪問し、障がい児及び保護者を対象として歯科保健指導(フッ化物塗布も含む)を行う。
- ○障がい児(者)施設歯科健診・口腔ケア指導モデル事業【重点】

障がい児(者)における歯と口腔の健康状態の改善及び日常の口腔ケアの定着を図るため、障がい者の歯科健診等を通じた実態 把握や施設職員への指導・助言を行うとともに、障がい児(者)を対象とした歯科口腔保健指導や口腔ケアの実践方法に関するマニュアルを作成する。

〇在宅**歯科医療連携室整備事業** _{再掲}

その他継続事業

- ○**障がい児(者)の口腔ケア支援者研修事業**(8020事業) ヘルパーや施設職員等を対象に、障がい児(者)の口腔ケアの必要性と方法等に関する研修会を実施する。
- ○介護予防に関する事業評価・市町村支援事業再掲

障がい児(者)施設歯科健診・口腔ケア指導モデル事業

■ 事業目的

障がい児(者)施設において、歯科健診等を実施して実態を把握するとともに主な障がいの特徴や必要とされる対応を踏まえた歯科口腔保健指導や口腔ケアの実践に関するマニュアルを作成し、浸透させることを目的に実施するもの。

■ 事業期間



■ 大崎圏域対象地域



■ 平成26年度事業内容

- (1) モデル事業に従事する歯科医師, 歯科衛生士等を対象 とした研修会, 事前検討会
- (2) 障がい児(者)施設における歯と口腔の実態把握
 - ① 通所者向け歯科健診及び保健指導
 - ② 施設における口腔ケアの実施及び取組状況に関する ヒアリング及び指導
- (3) 施設を再訪して事後指導・助言 (施設に対する口腔ケアの取組指導等)
- (4) 評価分析

通所者の歯と口腔の健康状態の改善状況,施設における口腔ケアの取組状況の変化 等

■ 平成27年度事業計画

大崎圏域における事業の継続ほか

その他

主な課題等

- 歯と口腔の健康づくり基本計画の進捗状況の評価及び計画改定に向けて各種調査を実施する必要がある。
- 県の歯科保健推進体制の強化を図る必要がある。

課題に対応するための新規・重点事業

○宮城県歯と口腔の健康実態調査【新規】

「幼児に関する歯科保健行動調査」、「職場における歯と口腔の健康づくりに関する取組状況調査」、「入所施設(老人福祉施設及び障害者等)における歯と口腔の健康づくりに関する取組状況調査」の実施。

- ※ 「歯科疾患実態調査」に関しては、平成28年度の国民健康・栄養調査(拡大調査)時期に合わせて実施する。
- ○口腔保健支援センター設置・運営事業【検討中】

現在、「歯科口腔保健の推進に関する法律」に規定された「口腔保健支援センター」の設置に向けて検討中。

その他継続事業

- ○歯科保健推進協議会の開催
- ○8020運動推進特別事業検討評価委員会の開催(8020事業)
- ○歯科口腔保健支援事業

応急仮設住宅入居者等を対象に、歯科医師による講話や口腔ケアに関する実演指導、希望者に対する歯科口腔保健相談等を行う。

宮城県歯と口腔の健康実態調査について

■ 目的

宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画の進捗状況を評価するとともに,次期基本計画作成のための現状把握及び基礎資料とする。

■ 各実態調査の概要

調査名	① 幼児に関する歯科保健行動調査	② 職場における歯と口腔の健康づくりに 関する取組状況調査	③ 入所施設(老人福祉施設及び障害者 等)における歯と口腔の健康づくりに 関する取組状況調査
調査対象	3歳児健康診査を受診した保護者	事業所	老人福祉施設及び障害者関連施設
調査方法	アンケート調査 県から各市町村に調査票を送付。市町村が3歳児健診時に保護者に配布	アンケート調査 団体の了解を得た手法により調査票 を配布	アンケート調査 電子メール又はFAXにより調査票を 配布
調査項目	歯科健診の状況,歯科保健行動(歯みがき指導,フッ化物応用の実施状況等),間食及び指しゃぶりの習癖等	歯科健診の状況, 歯科保健行動に 対する支援状況, 歯と喫煙との関係 等	歯科健診の状況,歯科保健に対する 取組状況,歯科医師の協力方法,入 所者の歯と口腔の状況(う蝕,義歯 等)等

口腔保健支援センターについて

- 1 設置の目的 県の歯科保健事業の充実・強化を図るとともに、関係機関・団体との連携体制を構築する。
- 2 想定されるセンターの取組
 - □ 歯科口腔保健対策(市町村・各種施設等への指導・助言,フッ化物洗口の実施支援,障がい児(者)施設等における口腔ケア支援等)
 - □ 人材育成と研修
 - □ 歯科口腔保健に関する各種データの収集・分析、調査・研究
 - □ 県民への各種情報発信

国から示されている主な設置要件(口腔保健推進事業実施要綱より)

- (1) 口腔保健に関連する部署と調整するための行政組織(機能)とする。
- (2) 常勤又は非常勤の歯科医師 1 名,歯科専門職(歯科医師及び歯科衛生士) 1 名以上,合計 2 名以上 配置するものとする。
- (3) 「歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業」,「障害者等歯科医療技術者養成事業」,「医科・歯科連携等調査実証事業」のいずれかを実施する。
- (4) 地域の保健, 医療, 社会福祉, 労働衛生, 教育その他の関係者により構成される協議・検討組織 を設ける。